附則第三十九条第一項	卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）及び小売業（同項に規定する小売業をいう。以下同条までにおいて同じ。）	適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十二条第一項において同じ。）
	当該課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れ
	当該課税貨物	当該適用対象事業に係る課税貨物
	卸売業及び小売業	当該適用対象事業
附則第四十二条第一項	卸売業及び小売業に係る課税仕入れに	適用対象事業に係る課税仕入れに
	当該課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れ
	当該課税貨物	当該適用対象事業に係る課税貨物
	卸売業及び小売業に係る	当該適用対象事業に係る
	課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等
	卸売業及び小売業に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等	当該適用対象事業に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等

4　改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の事業者が国内において行った調整対象固定資産（消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れ及び保税地域から引き取った調整対象固定資産に該当する課税貨物については、改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定は、適用しない。

5　二十九年適用日の属する課税期間に係る改正法附則第四十三条第一項の規定は、同項の事業者が二十九年適用日以後に国内において行う課税仕入れ及び二十九年適用日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用する。この場合において、当該課税期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間中に国内において行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、当該期間を一の課税期間とみなして消費税法第三十条から第三十六条までの規定を適用する。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用関係）

第十五条　前条第一項に規定する対象事業につき改正法附則第三十八条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき改正法附則第三十九条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、改正法附則第三十九条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第三十八条第一項に規定する軽減売上割合（同条第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を改正法附則第三十九条第一項に規定する小売等軽減売上割合とみなして、同項の規定を適用する。

2　前条第一項に規定する対象事業につき改正法附則第四十一条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき改正法附則第四十二条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、改正法附則第四十一条第一項に規定する軽減売上割合（同条第三項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を改正法附則第四十二条第一項に規定する小売等軽減売上割合とみなして、同項の規定を適用する。

（課税標準の計算等に関する経過措置の適用に関する手続）

第十六条　改正法附則第三十八条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受けて、消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項の規定による申告書若しくは同法第四十六条第一項の規定による申告書を提出する事業者は、これらの申告書に、経過措置規定の適用を受ける旨を付記するとともに、課税標準の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

2　改正法附則第四十条第一項の規定による届出書及び改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定による届出書の記載事項は、財務省令で定める。

（改正法附則第四十三条の規定の適用を受ける場合に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間については、当該適用対象期間中に国内において行った消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れはなかったものとして、同法の規定を適用する。

2　改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する適用対象期間中に受け入れる消費税法第六十条第四項に規定する特定収入については、同項の規定は、適用しない。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第二条の規定による改正後の消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第七条第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第八項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に同項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第二十条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号、第二十三条第四項第二号、第二十五条の四第一項第二号、第四十八条第一項第二号ロ、第五十三条第三項第二号ロ及び第五十七条第五条の四第一項第二号、第四十八条第一項第二号ロ、第五十三条第三項第二号ロ及び第五十七条第五項第七号」を「及び第二十五条の四第一項第二号」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二十五条の五第一項各号中「百八分の百」を「百十分の百」に改める。

第四十八条第一項第二号ロ、第五十三条第三項第二号ロ及び第五十七条第五項第七号中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

附則第二条の見出し中「調整対象固定資産」を「調整対象固定資産等」に改め、同条第一項中「第五条」の下に「及び第二十五条の五第一項」を加え、「同項第十二号」を「同法第二条第一項第十二号」に、「同項第二号」を「同法第二条第一項第二号」に改め、同条第二項中「新令第五条」の下に「及び第二十五条の五第一項」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎